

# 柏崎民商会報

十九四五〇八二二一  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL (〇二五七) 二二一一九九七 (代)  
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七  
19年11月4日

## 消費税10%増税後一か月

### 「商売・お仕事はいかがでしょ?」か

「元帳なんか付けた」と  
がない。どうすればいい  
ですか?」(飲食業者)「税  
務署や商工会の説明会は  
説明だけで終わり。さつ



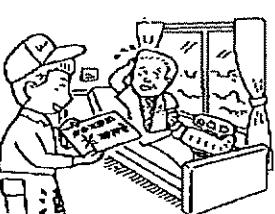
ぱりわからなかつた。今日の話で、私ら飲食業  
者が、帳面付けで大変になることがよく分かつ  
た。「記帳は、パソコンでしているし、接待交  
際費などで、8%に気を付ければいいだけか  
あ?」(製造業者)。「うちは今、免税業者(消費  
税を税務署に納めない業者)だから、取引先か  
ら課税業者(消費税を税務署に納める業者)に  
なれと言われる可能性はありますね」(電気工事  
業者)など、民商主催と班主催の消費税学習会  
に参加した会員さんの区分記帳やインボイス  
(適格請求書)に対する不安や疑問の声です。

「10月に入つたら、なおさらお客様がこなく  
なつた。私ら外食産業がまず切り詰められる」「  
8月」から仕事が減つてきて、10月はろ  
くな仕事をしていない」(製造業者)「国会中継  
を見てたんだけど、大企業の溜め込み金と輸出  
大企業への消費税の還付金はもつと報道しない  
とダメ」などと先行きへの不安・ボヤキと怒り  
が沸々。集まつてどんどん学び合いましょう。

80%共済会の達成へ、秋の運動で仲間をふ  
やそとと学習親睦会を開きました。

第一部は、学習会で洲崎理事長が「今日の情  
勢と仲間どうしの助け合いの民商共済」、西村副  
理事長が「民商ならでは助け合いの共済制度内  
容」、桐生会計が「加入から共済金申請書手続き  
まで仲間どうしで支えあう『加入申込書等の書  
き方等』」をそれぞれ説明。学習会には、2名の  
役員さんが初参加しました。

学習会後は、第二部の親  
睦会で、バスツアーのお誘  
いなど時間の許す限り飲み  
語り合いました。



## チエックしていただき最低賃金 10円よりアッペル時間額830円

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違  
いに関わらず、すべての労働者に適用する金額  
になります。チェックしてください。

台風15号・19号と九州北部豪雨  
災害支援金にご協力ください  
柏崎民商は2つの大きな地震の際に全国の  
仲間から募金を頂きました。今回の台風と豪  
雨で、会員や読者が被害を受けています。ご協  
力よろしくお願い致します。

### 「自前の民商井浦ひな」?

### 学習親睦会開き、12人が学び会う

11月の弁護士無料法律相談は12日  
毎月好評の相談会です。予約制ですので相  
談希望者は民商事務所まで連絡下さい。

共済会は、10月19日(土)、「会員加入率